

議案第 97 号

上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営
に関する条例及び上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラ
の作成の公営に関する条例の一部改正について

上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条
例及び上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条
例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関す
る条例及び上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営
に関する条例の一部を改正する条例

(上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する
条例の一部改正)

第 1 条 上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関
する条例（平成 5 年上越市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改め、同条第 2 号中「27
万 655 円と 28 円 35 銭」を「29 万 3,440 円と 30 円 73 銭」に改め、同条第 3
号中「27 万 655 円と 28 円 35 銭」を「29 万 3,440 円と 30 円 73 銭」に改め
る。

(上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例
の一部改正)

第 2 条 上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関す
る条例（平成 21 年上越市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第 1 条の規定による改正後の上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポ
スターの作成の公営に関する条例及び第 2 条の規定による改正後の上越市議会議員及び上

越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。